

函 総 務

令和 7 年(2025年) 5 月 21 日

総務常任委員会委員 各位

総 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしくお願いいたします。

記

○ 公用車のカーナビ等に係るNHK受信料の未契約について

(総務部総務課)

## 公用車のカーナビ等に係るNHK受信料の未契約について

### 1 概要

全国の自治体において、公用車のカーナビやワンセグ機能付き携帯電話に係るNHK受信料未払いが報じられていることを受け、本市における状況を改めて調査した結果、公用車65台と携帯電話36台について、受信契約を結んでいなかったことが判明しました。

### 2 未契約の内訳

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 市長部局等             | 公用車13台，携帯電話24台 |
| ※議会・農業委員会の各事務局を含む |                |
| 消防本部              | 公用車34台，携帯電話10台 |
| 企業局               | 公用車12台，携帯電話2台  |
| 病院局               | 公用車6台          |

### 3 原因

公用車のカーナビやワンセグ機能付き携帯電話に係るNHKとの受信契約についての十分な検証を行わなかったため、契約に関する誤った認識を改めることができず、適正な契約の手続きに至っていなかったものです。

### 4 今後の対応

- ・ 契約方法や未払い分の支払い方法等について、NHKと協議のうえ、必要な手続きを行います。
- ・ 今後、公用車や携帯電話を調達する際には、業務上特に必要がある場合を除き、テレビ放送の受信機能がない機器を選定することなどについて庁内へ周知し、適正な事務処理の徹底を図ります。